

独立行政法人住宅金融支援機構

地すべり等関連住宅融資のご案内 (高齢者向け返済特例)

地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）とは、地方公共団体から地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれがあるとして住宅が除却等される勧告等を受けた方や災害予防のための住宅の移転等に関する地方公共団体の補助事業の対象である満60歳以上の方に、住宅の移転または取得をするために必要な資金をご融資するものです。

※ 元利均等返済等の地すべり等関連住宅融資とは、融資金利等の借入れの条件が異なりますので、ご注意ください。

目次

I	地すべり等関連住宅のメニュー	1ページ
II	お申込みの条件	
1	お申込みいただける方	2ページ
2	融資を受けることができる家屋	3ページ
III	お借入れの条件	
1	融資額	4ページ
2	融資金利	6ページ
3	返済期間	6ページ
4	返済方法	6ページ
5	担保（抵当権）	6ページ
6	火災保険	7ページ
7	融資手数料	7ページ
8	その他	7ページ
IV	お申込方法	
1	カウンセリング相談	8ページ
2	申込時期	9ページ
3	申込先	9ページ
4	申込手続	10ページ
V	お申込みから資金のお受取までの手続	
1	お申込時の提出書類	11ページ
2	お申込後の手続（機構融資手続の流れ）	16ページ
3	「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等について	17ページ
4	再度申込みについて	18ページ
VI	その他の事項	
<1>	融資の対象となる費用	19ページ
<2>	収入情報取得サービスの取扱いについて	21ページ
<3>	お借入後の注意事項	21ページ
<4>	プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）	23ページ

I 地すべり等関連住宅のメニュー

融資の対象となる地すべり等関連住宅は、次のとおりです。

地すべり関連住宅	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項の規定による関連事業計画（以下「関連事業計画」といいます。）に基づいて移転される住宅部分を有する家屋（以下「住宅部分を有する家屋」を単に「家屋」といいます。）または関連事業計画に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第1項の規定による勧告に基づいて移転される家屋または当該勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。
浸水被害防止区域関連住宅	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第76条第1項の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限り、以下この定義において同じです。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。
津波災害特別警戒区域関連住宅	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第92条第1項の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限り、以下この定義において同じです。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。
災害予防補助事業等関連住宅	次の1または2の場合に該当し、これらの場合に基づいて移転される家屋またはこれらの場合に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいいます。 1 家屋について移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋の敷地の全部または一部が次の(1)または(2)の区域に含まれる場合 (1) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第3条の規定による集団移転促進事業で家屋の移転等を行う場合 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第2項の規定により当該区域内における家屋の建築の禁止が定められた区域に限り、） 2 家屋について移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋について移転または除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部または一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合

※ 上記以外に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項の規定による勧告または同条第3項の規定による命令を受けた場合も利用できる場合があります。詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）カスタマーセンターにご相談ください。

※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による勧告、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第13条第1項の規定による勧告、特定都市河川浸水被害対策法第76条第1項の規定による勧告、津波防災地域づくりに関する法律第92条第1項の規定による勧告および建築基準法第10条第1項の規定による勧告を「勧告」と総称します。

Ⅱ お申込みの条件

1 お申込みいただける方

次の(1)から(6)までの全てにあてはまる方がお申込みいただけます。

(1) 借入申込時の年齢が満60歳以上の方	借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。詳しくは8ページをご覧ください。									
(2) 「移転または除却に係る勧告等」(次ページ参照)に基づき家屋を移転し、または除却する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で地方公共団体から次のいずれかの書類の発行を受けた方	<table border="1" data-bbox="566 398 1455 763"> <tr> <td data-bbox="566 398 986 465">地すべり関連住宅</td> <td data-bbox="994 398 1455 465">市町村長の証明書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 472 986 517">土砂災害関連住宅</td> <td data-bbox="994 472 1455 517" rowspan="3">勧告書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 524 986 568">密集市街地関連住宅</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 575 986 620">浸水被害防止区域関連住宅</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 627 986 672">津波災害特別警戒区域関連住宅</td> <td data-bbox="994 627 1455 672" rowspan="2">移転等を要することを証した地方公共団体が発行した書面 (詳細は11ページをご覧ください。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 678 986 763">災害予防補助事業等関連住宅</td> </tr> </table> <p data-bbox="566 770 1455 831">※ 建築基準法第10条第1項の勧告または同条第3項の命令を受けている場合は、その勧告書または命令書の写しが必要です。</p>	地すべり関連住宅	市町村長の証明書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)	土砂災害関連住宅	勧告書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)	密集市街地関連住宅	浸水被害防止区域関連住宅	津波災害特別警戒区域関連住宅	移転等を要することを証した地方公共団体が発行した書面 (詳細は11ページをご覧ください。)	災害予防補助事業等関連住宅
地すべり関連住宅	市町村長の証明書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)									
土砂災害関連住宅	勧告書の写し (詳細は11ページをご覧ください。)									
密集市街地関連住宅										
浸水被害防止区域関連住宅										
津波災害特別警戒区域関連住宅	移転等を要することを証した地方公共団体が発行した書面 (詳細は11ページをご覧ください。)									
災害予防補助事業等関連住宅										
(3) 関連事業計画の公表の日または勧告・命令の日から2年以内にお申込みをされる方	<p data-bbox="558 837 1463 898">※ 関連事業計画が公表されない場合は、関連事業計画に家屋の移転又は除却に関する事項が記載された日から2年以内にお申込みいただけます。</p> <p data-bbox="558 904 1463 1003">※ 災害予防補助事業等関連住宅に係る申込みの場合は受付期間を設けません。ただし、借入申込日現在において、移転等を要することを証した地方公共団体が発行した書面の内容が有効であることが確認できる場合に限るため、ご注意ください。</p>									
(4) 自分が居住するために家屋の移転、建設または購入をされる方										
(5) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方	<p data-bbox="558 1113 1463 1137">【総返済負担率基準】</p> <table border="1" data-bbox="587 1144 1329 1245"> <tr> <td data-bbox="587 1144 815 1189">年収</td> <td data-bbox="823 1144 1070 1189">400万円未満</td> <td data-bbox="1078 1144 1329 1189">400万円以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1196 815 1240">総返済負担率</td> <td data-bbox="823 1196 1070 1240">30%以下</td> <td data-bbox="1078 1196 1329 1240">35%以下</td> </tr> </table> <p data-bbox="558 1252 1463 1276">【総返済負担率の算式】</p> <table border="1" data-bbox="587 1283 1455 1361"> <tr> <td data-bbox="587 1283 887 1361"> $\frac{\text{全てのお借入れの年間合計返済額の}1/12}{\text{(*1)}} \div \frac{\text{年収の}1/12}{\text{(*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率}(\%)$ </td> <td data-bbox="895 1283 1455 1361"></td> </tr> </table> <p data-bbox="558 1368 1463 1552">(*1) 全てのお借入れとは、地すべり等関連住宅融資のほか、地すべり等関連住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。)、家賃、地代等で融資後も支払が継続するお借入れ等を含みます。ただし、携帯電話端末の割賦購入に係る分割代金は全てのお借入れに含める必要はありません。</p> <p data-bbox="558 1559 1463 1619">また、総返済負担率算出時の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。</p> <p data-bbox="671 1626 1382 1664" style="text-align: center;"><u>借入希望額 × 融資金利 ÷ 12 (1円未満切捨て)</u></p> <p data-bbox="558 1671 1463 1738">(*2) 同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合があります。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下	$\frac{\text{全てのお借入れの年間合計返済額の}1/12}{\text{(*1)}} \div \frac{\text{年収の}1/12}{\text{(*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率}(\%)$		
年収	400万円未満	400万円以上								
総返済負担率	30%以下	35%以下								
$\frac{\text{全てのお借入れの年間合計返済額の}1/12}{\text{(*1)}} \div \frac{\text{年収の}1/12}{\text{(*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率}(\%)$										
(6) 個人の方(日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方)	<p data-bbox="558 1744 1463 1780">お申込みできる外国人の方は次のいずれかの方に限ります。</p> <p data-bbox="558 1787 1463 1848">ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項または第22条の2第4項により永住許可を受けている方</p> <p data-bbox="558 1854 1463 1960">イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条、第4条または第5条による特別永住者の方</p> <p data-bbox="558 1966 1463 2002">※ 外国人の方は13ページの【外国人の方の場合】のアおよびイの書類をご提出ください。</p> <p data-bbox="558 2009 1463 2020">※ 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者または担保提供者となる場合も同様です。</p>									

「移転または除却に係る勧告等」とは？

家屋の移転または除却を行う必要がある場合として次に掲げるものをいいます。

- 1 家屋の移転または除却の勧告を受けた場合
- 2 家屋の移転または除却の改善命令を受けた場合
- 3 関連事業計画に家屋の移転または除却に関する事項が記載された場合
- 4 家屋を移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋の敷地の全部または一部が次に掲げる区域に含まれる場合
 - (1) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第3条第2項第1号に規定する区域
 - (2) 建築基準法第39条第1項の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第2項の規定により当該区域内における家屋の建築の禁止が定められた区域に限ります。）
- 5 家屋を移転し、または除却する必要がある、かつ、当該家屋について移転または除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部または一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合

2 融資を受けることができる家屋

共通	家屋の規格	居住室、台所およびトイレが備えられていること。
	住宅部分の床面積	床面積の制限はありません。（*） （*）店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。
	戸建型式等	建て方は問いません。 ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の家屋であることが必要です。
	土地の権利	原則として転貸借によらないものであること。
新築住宅購入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の家屋で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 ・ 申込日前に登記上申込人または第三者（その家屋を建設した事業者を除きます。）の名義になっていないこと。 	
中古住宅購入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている家屋または既に人が住んだことがある家屋であること。 ・ 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 ・ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する家屋であること。 <p>（注意） 購入する家屋の築後年数等に応じ、耐震診断等の検査が必要となります。検査に要する費用はお客様の負担となります。詳しくは、17ページをご覧ください。</p>	

※ 上表のほかにも機構の定める技術基準に適合していることが必要です。

詳しくは、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご確認いただくか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

！ ご注意

- ・ お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資額の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

Ⅲ お借入れの条件

1 融資額

(1) 移転または建設の場合

各所要額の合計額（1万円未満切捨て）、次の①または②のいずれか低い金額が限度となります（10万円以上、1万円単位）。

① 融資限度額（移転・建設共通）

土地を取得する場合＊	5,500万円
土地を取得しない場合	4,500万円

＊土地を取得する場合とは、借入申込年の2年前の年の4月1日以後に申込本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいいます。

② 機構による担保評価額（土地および建物の合計額（1万円未満切捨て））

a 移転の場合

- 土地（移転先） $\frac{\text{固定資産税評価額} \times 10/7 \times 60\%}{}$
- 建物 $\frac{\text{固定資産税評価額} \times 10/7 \times 60\%}{}$

b 建設の場合

- 建物 $\frac{\text{工事請負契約書の建設費} (*) \times 60\%}{}$
- 土地
 - ・土地を購入する場合 $\frac{\text{土地売買契約書の売買価額} \times 60\%}{}$
 - ・土地を購入しない場合 $\frac{\text{固定資産税評価額} \times 10/7 \times 60\%}{}$

(*) 工事請負契約書の建設費に除却費が含まれている場合は、当該除却費を除いた額となります。また、19ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑤、⑦、⑧または⑨に該当する費用については、借入申込時に当該費用が確認できる書類を提出する場合に限り、機構による担保評価額算出の対象となる建設費に含めることができます。

※ 所要額は、移転費または建設費（請負契約書に記載された請負金額（消費税を含みます。））と土地取得費（借地権取得費を含みます。）の合計額となります。また、今回の住宅の移転または建設に付随して発生する費用（お客さまの負担分）についても、当該費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、移転費または建設費に含めることができます。詳しくは、19ページの「融資の対象となる費用」をご確認ください。

※ 融資対象となる家屋の除却費用は、次に掲げる日以後に除却したものに限りです。

- ・関連事業計画の公表の日（関連事業計画が公表されない場合は、関連事業計画に家屋の移転または除却に関する事項が記載された日）
- ・勧告または命令の日
- ・防災集団移転事業の場合は、防災集団移転事業計画の国土交通大臣の同意日
- ・災害危険区域からの移転の場合は、災害危険区域の指定日
- ・災害予防のために家屋の移転等を要する地方公共団体の補助事業の場合は、補助金の交付決定日

※ 土地取得のみを目的としたご利用はいただけません。

(2) 購入の場合

各所要額の合計額（1万円未満切捨て）、次の①または②のいずれか低い金額が限度となります（10万円以上、1万円単位）。

① 融資限度額

5,500万円

② 機構による担保評価額（土地および建物の合計額（1万円未満切捨て））

売買契約書の売買価額（*）× 60%

（*）19 ページの「融資の対象となる費用」のうち、⑥から⑨までに該当する費用については、借入申込時に確認書類を提出する場合に限り、機構による担保評価額算出の対象となる売買価額に含めることができます。

※ 所要額は、購入費（売買契約書に記載された売買金額（消費税を含みます。））となります。また、今回の住宅の購入に付随して発生する費用（お客さまの負担分）についても、当該費用が生じたことを確認できる書類をご提出いただくことにより、購入費に含めることができます。詳しくは、19 ページの「融資の対象となる費用」をご確認ください。

※ 融資対象となる家屋の除却費用は、次に掲げる日以後に除却したものに限り、

- ・ 関連事業計画の公表の日（関連事業計画が公表されない場合は、関連事業計画に家屋の移転または除却に関する事項が記載された日）
- ・ 勧告または命令の日
- ・ 防災集団移転事業の場合は、防災集団移転事業計画の国土交通大臣の同意日
- ・ 災害危険区域からの移転の場合は、災害危険区域の指定日
- ・ 災害予防のために家屋の移転等を要する地方公共団体の補助事業の場合は、補助金の交付決定日

■ 融資に係る資金計画に国または地方公共団体等から受ける補助金を充てる場合

融資に係る資金計画に国または地方公共団体等から受ける補助金（以下「補助金」といいます。）を充てる場合は、借入申込時に「補助金に関する申出書」（参考書式第 18 号）をご提出ください。

ただし、補助金が「被災者生活再建支援金」等の生活再建を目的としたものである等、その用途が住宅工事等に限定されていない場合（※）は対象外です。

※ 補助金の用途に関する制限については、補助金を交付する国または地方公共団体等にお問い合わせください。

なお、「補助金に関する申出書」（参考書式第 18 号）のご提出にあたっては、次の事項に同意していただく必要があります。

（補助金に係る同意事項）

- (1) 機構の融資額（以下、融資額といいます。）と補助金の合計は、融資の対象となる費用（以下、融資対象費用といいます。）以内であること。

$$\text{融資対象費用} \geq \text{融資額} + \text{補助金}$$

このため、次のアまたはイの状況が生じた場合、速やかに取扱金融機関（郵送申込又は Web 申込の場合は機構）に申し出ること。

- ア 補助金が増額となり、融資額と補助金の合計が融資対象費用を超える場合
 - イ 融資対象費用が減額となり、融資額と補助金の合計が融資対象費用を超える場合
- (2) 資金交付前に(1)のアまたはイの状況が生じた場合、融資対象費用を超える額（万円単位）は融資額から減額されること。
- (3) 資金交付後に(1)のアの状況が生じた場合、融資対象費用を超える額（万円単位）は一部繰上返済すること。

2 融資金利

- (1) 借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。(*1)
- (2) 原則として、毎月見直します。(*2)

(*1) 郵便の消印の日付を申込受理日とし、申込受理日時点の金利が適用となります。

(*2) 地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の途中で融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客様の融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、お申込みを取り下げいただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。18ページの「再度申込みについて」を十分ご確認の上、手続きを行ってください。

最新の融資金利については、「防災関連融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」（チラシ）または機構ホームページ（www.jhf.go.jp）の「金利情報」でご確認いただくか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

3 返済期間

申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでです。

4 返済方法

- ・毎月のお支払は、利息のみです。
- ・毎月の返済額は、以下の計算式により求めることができます。

$$\frac{\text{借入希望額} \times \text{融資金利}}{12} \text{（1円未満切捨て）}$$

- ・借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。

なお、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。

※ ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。

！ ご注意

- ・借入申込時に満60歳以上の同居する親族がいらっしゃる場合でその方を連帯債務者にされないときは、申込人が亡くなられた際にその同居する親族がご存命中であっても、毎月のお支払を継続することができなくなり、元金等を一括返済していただくこととなります。
- ・申込人がご存命中に元金の全部または一部を繰り上げて返済することができます。繰り上げて返済する場合の詳細は、21ページの「お借入後の注意事項」をご覧ください。
- ・申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合または申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。
- ・これらの方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合または総支払額を減らしたい場合は、元利均等返済等の地すべり等関連住宅融資で親子リレー返済または親孝行ローンのご利用をご検討ください。
- ・元利均等返済等の地すべり等関連住宅融資と同じ融資金利および同じ返済期間で支払った場合でも、地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）は返済期間中に元金が減らないことから、元利均等返済等の地すべり等関連住宅融資と比べても総支払額は多くなります。

5 担保（抵当権）

融資の対象となる家屋および土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客様の負担となります。

- ※ 移転等を要する家屋に機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）のための抵当権が設定されている場合で当該抵当権に係る融資の返済を継続される場合は、今回の地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）のための抵当権を第1順位とする抵当権の順位変更を行っていただきます。
- ※ 他の借入金のための抵当権が設定されている場合でも、抵当権の順位変更等により、建物および土地に必ず今回の地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
- ※ 当該土地上に別の建築物（例：離れ等）がある場合は、当該建築物についても今回の地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）のための第1順位の抵当権を設定していただきます。

6 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。

- ※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

火 災 保 険 の 要 件	
契約者	融資の申込人または建物の担保提供者であること。
種類	損害保険会社等が扱う火災保険または法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO-OP共済
補償対象	建物の火災（地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災を除く。）による損害を補償対象としていること。
保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険の付保が必要です。 火災保険の保険期間は最長5年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続または新規加入手続が必要です。 保険期間および保険料払込方法は問いません。

7 融資手数料

必要ありません。

8 その他

- ・以下については、ご利用できません。

親子リレー返済	親孝行ローン	団体信用生命保険
---------	--------	----------

- ・申込人の方が内縁関係、婚約関係または同性パートナーの関係である場合は、申込人の方に融資住宅を共有していただきます（持分の割合は問いません。）。

IV お申込方法

1 カウンセリング相談

お客さまの利益を保護し、商品内容を十分にご理解いただいた上でお申込みいただくため、借入申込前に、機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。

(1) カウンセリング相談を受けていただく方

申込人（連帯債務者を含みます。）全員

カウンセリング相談に関するお願い

- ・申込人（連帯債務者を含みます。）の法定相続人がいる場合は、可能な限り、カウンセリング相談にご同席ください。
- ・申込人にならない配偶者等（配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。）の方がいる場合は、カウンセリング相談への同席を強く推奨いたします。なお、申込人にならない配偶者等の方は、「機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書」（第11-1号書式）（本ご案内34ページ）をご確認の上、お申込みの際にご提出いただく必要があります。

【よくある質問】融資対象の住宅に夫婦で居住するとき、誰が申込人となればよいですか。

- ・満60歳以上の方であれば、ご夫婦でお申込みいただけます。その際、どちらか一方が申込本人となり、もう一方が連帯債務者となっていただきます。この場合は、どちらか一方がお亡くなりになったときに、もう一方が毎月のお支払いを継続することで、引き続き融資対象の住宅にお住まいいただけます。
- ・ご夫婦のどちらかが単独でお申込みいただくことも可能です。ただし、単独でお申込みの場合は、申込本人がお亡くなりになった際、住宅および土地を売却するか、引き続きお住まいになるために元金の一括返済が必要となりますので、ご注意ください。
- ・ご夫婦のどちらか一方が満60歳未満のため、満60歳以上の方が単独でお借り入れいただいた場合で、その後に配偶者の方が満60歳以上となり、かつ、ローン契約者に加わることを希望される場合は、機構にご相談ください。

(2) カウンセリング相談の概要

① 商品概要説明

機構の担当者から、商品概要についてご説明します。

② ご確認事項

機構の担当者から、お客さまご本人が商品内容やお借入れの条件について十分に認識し、返済計画を含めたお借入れに関する判断・意思決定をご自身で行うために必要な内容をご理解されているかを確認させていただきます。質問に対し明確にお答えいただけない場合や、商品内容やお借入れの条件について十分にご認識いただけないと判断される場合には、融資のお申込みをお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

③ カウンセリング相談の有効期間

カウンセリング相談を行った日から1年

- ※ 有効期間内に借入申込みが受理されない場合は、カウンセリング相談が無効となります。有効期間経過後に借入申込みを希望する場合は、再度、カウンセリング相談を受ける必要があります。

(3) カウンセリング相談の実施形式

次のいずれかの方法により実施します。

① 機構支店への来店

- ※ 大規模災害発生時等、機構が災害復興住宅融資に関する現地相談会を実施しているとき、現地相

談会での対応が可能な場合がありますのでご相談ください。なお、この場合も、(4)の事前のお申込みが必要です。

② Web 会議

- ※ 機構が指定する Web 会議システムを使用します。Web 会議のご参加にあたり、お客さまご自身で、大容量通信が可能なインターネット環境及びパソコン、タブレット又はスマートフォンをご準備いただく必要があります。
- ※ Web 会議に係る通信料は、お客さまのご負担となります。
- ※ Web 会議の実施方法や手順について、詳しくは下記の機構ホームページをご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/kojin/counseling.html>



③ 電話

- ※ やむを得ず、①又は②によりがたい場合に限りです。
- ※ カウンセリング相談を受ける方が複数人いる場合、電話機のスピーカー機能により、すべての方が機構の担当者の音声を聞き取れるようにご準備ください。

(4) カウンセリング相談のお申込み

カウンセリング相談を受ける場合は、予め、機構カスタマーセンターにご連絡ください。

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353（通話無料）

- ※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420 >におかけください（通話料金がかかります。）。
- ※ 電話相談は、土曜日および日曜日にも実施します（受付時間：9:00～17:00。祝日および年末年始を除きます。）。

2 申込時期

年間を通じてお申込みいただけます。

3 申込先

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、機構郵送申込係にお申込みください。

〒330-9890

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-114-1 ORE 大宮ビル8階
独立行政法人住宅金融支援機構 郵送申込係
TEL 048-614-9300

- ※ カウンセリング相談のお申込みは、機構カスタマーセンターにご連絡ください。
- ※ 機構では、借入申込みの受付から融資承認（予約）の通知までを行い、契約やご返済等の手続は、お客さまが希望される機構融資取扱金融機関で行います。
- ※ 機構融資取扱金融機関は、機構ホームページ（www.jhf.go.jp）で確認するか、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。
- ※ 機構（旧住宅金融公庫を含みます。）の融資または【フラット35】（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の金融機関を取扱金融機関としていただきます。
なお、現在ご返済中の金融機関が機構融資取扱金融機関に掲載されていない場合は、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。
- ※ 提出書類の原本提示や抵当権設定登記等の手続のためにご来店する金融機関とご返済する口座の金融機関は同一の金融機関としていただきます。

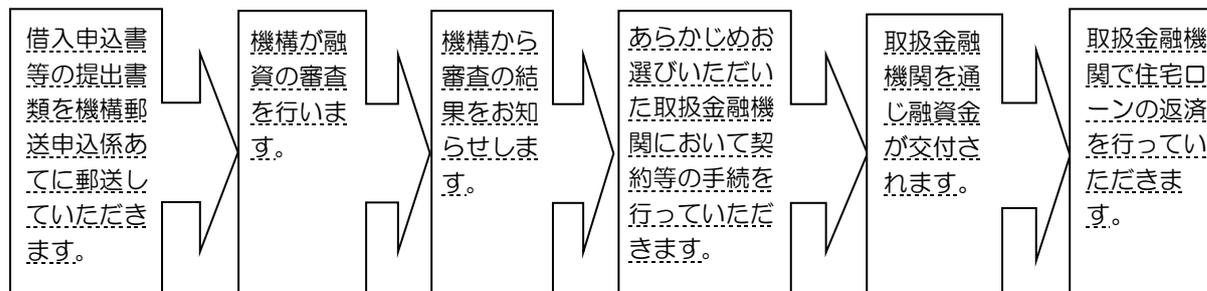
4 申込手続

機構によるカウンセリング相談を受けた上で、郵送申込み（郵送により機構郵送申込係に提出する方法）により、11ページから15ページまでの提出書類をご提出ください。

(1) 郵送申込みの概要

お客さまご自身で住宅ローンの借入申込書等の提出書類を機構郵送申込係あてに郵送していただき、融資の決定後に、住宅ローンの契約締結等の手続をあらかじめお選びいただいた取扱金融機関で行っていただきます。

【手続の流れ】



(2) 郵送申込みの前にご確認いただく事項

ア 郵送申込みに必要な郵送料は、お客さまの負担となります。

イ 郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。

ウ 郵送された書類に不足がある場合は、お申込みをお受けできません（郵便局に出す前に、書類に不足がないことをご確認ください。）。

個人情報情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人および連帯債務者の個人情報情報が機構の加盟する個人情報情報機関または同機関と提携する個人情報情報機関に登録されている場合は、その個人情報情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人情報情報機関に登録します。

V お申込みから資金のお受取までの手続

1 お申込時の提出書類

次の【(1) 全ての方に共通の書類】と【(2) 申込区分に応じた書類】を併せて提出していただきます。
 なお、審査上、【(1) 全ての方に共通の書類】および【(2) 申込区分に応じた書類】以外の書類（収入、建設費、他の借入金、手持金等に関する書類等）の提出（提示）をお願いする場合があります。
 また、提出された書類は、原則として、お返しできませんのであらかじめご了承ください。
 ※ 次の表中で使用する「申込年の前年」とは、申込年が令和8年の場合は、令和7年1月1日から同年12月31日までのことをいいます。

(1) 全ての方に共通の書類（各1通）

書類名	説明	入手先	
地すべり等関連住宅融資借入申込書	自署欄に申込人全員が自署し、ご提出ください。押印は不要です。 ※ お客さま控えはご提出不要です。	カウンセリング相談時にお渡しします。	
資金計画・返済計画表			
個人情報の取扱いに関する同意書			
地すべり等関連住宅融資カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書	※ お客さま控えはご提出不要です。		
本人確認資料	運転免許証（平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含みます。）、マイナンバーカード、パスポート（住所の記載がされたものに限ります。）または健康保険の資格確認書のうちいずれかの写し ※ 申込本人および連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。 ※ 運転免許証の裏面に記載事項がある場合は、両面の写しを提出してください。 ※ マイナンバーカード（写）をご提出いただく場合は、 <u>マイナンバー（個人番号）が記載された裏面の写しのご提出は不要です。</u> ※ パスポートは、令和2年2月4日以降に申請されたものは、所持人記入欄が存在しないため、使用できません。 ※ 健康保険の資格確認書（写）をご提出いただく場合は、 <u>保険者番号および被保険者等記号・番号が記載された部分を塗りつぶした上</u> でご提出ください。 ※ 収入および納税に関する公的証明書として、「収入情報取得サービスより取得した収入証明書」をご提出いただく場合は、上記の写しのご提出は不要です。	申込人	
移転等を要することを証明する書類	[地すべり関連住宅] 市町村長の証明書（写）	地すべり等防止法第24条の関連事業計画に記載された移転等を要する家屋の所有者等であることが確認できる市町村長が発行した書類の写しでもかまいません。	都道府県市区町村
	[土砂災害関連住宅] 勧告書（写）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による勧告書の写し	
	[密集市街地関連住宅] 勧告書（写）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第13条第1項の規定による勧告書の写し	
	[浸水被害防止区域関連住宅] 勧告書（写）	特定都市河川浸水被害対策法第76条第1項の規定による勧告書の写し	
	[津波災害特別警戒区域関連住宅] 勧告書（写）	津波防災地域づくりに関する法律第92条第1項の規定による勧告書の写し	
	[災害予防補助事業等関連住宅] 移転等を要することを証した地方公共団体が発行した右のいずれかの書面（写）	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定による集団移転促進事業で移転等を要する家屋の所有者等であることが確認できる書面の写し 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域からの移転等を要する家屋の所有者等であることが確認できる書面の写し	

書類名	説明	入手先
	<p>災害予防のために家屋の除却を要する地方公共団体の補助事業に係る補助金の交付決定を証する書面(除却する際の当該家屋の所有者等であることが確認できるもの)の写し</p> <p>※原本は、融資予約(承認)後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。</p>	
<p>申込本人の収入および納税に関する公的証明書 (申込年の前年分(1月~12月分)のもので、市区町村または税務署が発行した証明書)</p>	<p>【給与収入のみの方】 次のアからウまでのいずれかの書類(注1)(注2) ア 次のaまたはbのいずれかの証明書 a 住民税課税証明書または住民税納税通知書(支払給与の総額の記載のあるもの)(注3) b 収入情報取得サービスより取得した収入証明書(*) *収入情報取得サービスについては21ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(36ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>イ 特別徴収税額の通知書(支払給与の総額の記載のあるもの)(注3) ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されますが、市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。</p> <p>ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票(支払給与の総額の記載のあるもの)</p> <p>【給与収入のみ以外の方(個人事業主等)】 次のアまたはイのいずれかの証明書(注2)(注4) ア 納税証明書(所得金額用および納税額用)および確定申告書の写し イ 次のaおよびbの書類 a 次の(a)または(b)のいずれかの書類 (a) 住民税課税証明書または住民税納税通知書(所得金額の記載のあるもの)(注5) (b) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書(*) *収入情報取得サービスについては21ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(36ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>b 住民税納税証明書(納税額の記載のあるもの)(注6) ※ (a)の証明書の「特別徴収税額」欄等に住民税の総額の記載がありまたは(a)の証明書の「特別徴収中」である旨の表示がある等住民税の総額を特別徴収されていることが確認できる場合は、bの証明書の提出は不要です。</p> <p>【公的年金収入のある方】 公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類(注1)(注7) (例示1) 「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書(注8) (例示2) 収入情報取得サービスより取得した収入証明書(注8)(*) *収入情報取得サービスについては21ページをご参照ください。 *管理番号を記載した収入情報取得サービスの利用に関する申出書(36ページ)をご提出いただく場合は、収入証明書のご提出は不要です。</p> <p>(例示3) 公的年金等の源泉徴収票 (例示4) 納税証明書(所得金額用)及び確定申告書(写) ※ 非課税の年金(遺族年金、障害者年金等)を受給している場合は、(例示1)の書類で確認ができないことがあります。詳しくは機構カスタマーセンターにお問い合わせください。</p> <p>(注1) 提出できない時期においては、源泉徴収票の写し(支払給与の総額の記載のあるもの)を提出し、融資の契約時(中間資金を交付するときは、中間資金交付時)までに、給与収入のみの方はアまたはイの書類を、公的年金収入のある方は公的年金等の種類および受給額の内容が確認できる書類を提出してください。 (注2) 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までに提出していただいた書類の収入金額等が異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。 (注3) 市区町村の発行した証明書に支払給与の総額が記載されたものであれば、他の名称であってもご利用いただけます。 (注4) 提出できない時期においては、確定申告書の写しを提出し、融資の契約時(中間資金を交付するときは、中間資金交付時)までにア</p>	<p>市区町村</p> <p>勤務先</p> <p>勤務先</p> <p>税務署 【給与収入のみ以外の方】のアの納税証明書については、電子納税証明書の提出も可</p> <p>市区町村</p>

書類名	説明	入手先
	<p>またはイの書類を提出してください。</p> <p>(注5) 市区町村の発行した証明書に所得金額が記載されたものであれば、他の名称であってもご利用いただけます。</p> <p>(注6) 市区町村の発行した証明書に納税額が記載されたものであれば、他の名称であってもご利用いただけます。</p> <p>(注7) 複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれの年金について提出が必要です。</p> <p>(注8) 住民税課税証明書または収入情報取得サービスより取得した収入証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合は、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。</p>	
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	<p>申込日前2か月以内に発行されたものを提出してください。</p> <p>※ 登記情報提供サービスにより取得したものでかまいません。</p>	法務局
既存家屋の登記事項証明書 (全部事項証明書)	<p>申込日前2か月以内に発行されたものを提出してください。</p> <p>※ 除却している場合は閉鎖の登記事項証明書、未登記の場合は登記事項証明書に代えて固定資産評価証明書および家屋を取り壊したことが確認できる工事施工者等の証明書を提出してください。</p> <p>※ 登記情報提供サービスにより取得したものでかまいません。</p>	法務局
取扱金融機関の希望届		26ページ
提出書類送付書		30ページ
住民票	<p>申込本人および連帯債務者の本籍地の記載があるものをご提出ください。</p> <p>内縁関係の方と申し込まれる場合は同一世帯であることを確認します。</p>	市区町村
通知に関する申出書(参考書式第20の6号)	通知義務者となる方の自署が必要です。	32ページ
【家屋・土地を担保提供する方がいる場合】	●「機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)」 (参考書式第100号)	24ページ
【連帯債務者の収入を合算する場合】 連帯債務者の収入および納税に関する公的証明書	「申込本人の収入および納税に関する公的証明書」欄の書類と同じものを提出してください。	市区町村 勤務先 税務署
【申込年の前年1月以後に転職や就職をした場合】 転職後の収入を証明する書類	<p>次のアまたはイのいずれかの書類をご提出ください。</p> <p>ア 給与証明書(参考書式第4の1の1号) 転・就職後の勤務先が発行するものをご提出ください。</p> <p>イ 給与明細書 割戻対象期間の全期間分をご提出ください。</p>	勤務先 〔書式は機構ホームページ〕 申込人
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類	<p>外国人の方は、次のアおよびイの書類を提出してください。</p> <p>ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し</p> <p>a 在留カードまたは特定在留カード※ (出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの)</p> <p>b 特別永住者証明書または特定特別永住者証明書※ (日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの)</p> <p>c 外国人登録証明書(旧外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの)</p> <p>イ 住民票</p> <p>※ 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始は令和8年6月14日が予定されており、運用開始日以降、確認書類とすることができます。</p>	<p>申込人</p> <p>申込人</p> <p>申込人</p> <p>市区町村</p>
【申込人にならない配偶者等の方がいる場合】 機構融資(高齢者向け返済特例)に関する確認書(第11-1号書式)	<p>※ 配偶者等とは、配偶者、内縁関係にある方、婚約関係にある方または同性パートナーをいいます。</p> <p>※ 申込人の配偶者等の方の自署が必要です。</p> <p>※ 配偶者等の方が連帯債務者として申し込む場合は提出不要です。</p>	34ページ
【次の①から③までのいずれか】	次のアまたはイのいずれかの書類の写しをご提出ください。原	市区町村

書類名	説明	入手先
<p>【に該当する方の場合】</p> <p>① 申込本人と連帯債務者が同性パートナーの場合</p> <p>② 申込本人と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合</p> <p>③ 連帯債務者と住宅・土地を共有する方が同性パートナーの場合</p> <p>同性パートナーであることを証する書類</p>	<p>本は、融資予約（承認）後、取扱金融機関において確認をさせていただきます。</p> <p>ア 次の①および②の内容が確認できる地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書、宣誓書受領証またはこれに準ずる書類</p> <p>① 同性パートナーの二人のうち、いずれかの現住所または取得物件所在地の地方公共団体が発行しているものであること。</p> <p>② 確認書類を発行した地方公共団体が、紛失または無効となった証明書等の番号をホームページ上に掲載している場合は、これに該当しないことが確認できること。</p> <p>イ 共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の①および②の趣旨が明記されている同性パートナーに関する合意契約に係る公正証書の正本または謄本</p> <p>① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。</p> <p>② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。</p>	

(2) 申込区分に応じた書類

ア 移転または建設の場合に提出していただく書類（各1通）

書類名	説明	入手先
【移転する場合】		
建物および移転先の土地の固定資産評価証明書または固定資産税の課税明細書	申込年度と同一年度のものをご提出ください。	市区町村
【建設する場合】		
工事請負契約書（写）	<p>複数の契約書等に分けて契約する場合は、全ての契約書等をご提出ください。</p> <p>※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に、19ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑤、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。</p>	申込本人
<p>【工事請負契約締結前の場合】</p> <p>見積書（写）等</p>	<p>建設費が確認できるものをご提出ください。</p> <p>※ 機構による担保評価額算出の対象となる建設費に19ページの「融資の対象となる費用」のうち、①、②、⑤、⑦、⑧または⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。</p>	
<p>【土地を購入しない場合】</p> <p>土地の固定資産評価証明書または固定資産税の課税明細書</p>	申込年度と同一年度のものをご提出ください。	市区町村
【借地に建設する場合】		
住宅建築に関する地主の承諾書（第108-2号書式）	<p>申込人以外の者が土地を所有している場合または申込人以外の者と土地を共有する場合にご提出ください。</p> <p>※ 土地の所有者が連帯債務者になる場合は提出不要です。</p>	本ご案内28ページ
賃貸借契約書（写）または地上権設定契約証書（写）	土地を賃貸借契約または地上権設定契約により借りている場合にご提出ください。	申込本人
【土地を取得する場合】		
土地売買契約書（写）、賃貸借契約書（写）または地上権設定契約証書（写）	<p>土地または借地権の取得価額が確認できるものを提出してください。</p> <p>※ 売買契約書等の契約当事者には申込本人が含まれていることが必要です。</p> <p>※ 借入申込時に契約を締結していない場合は、募集パンフレット、重要事項説明書または販売価額証明書（参考書式第19号）をご提出ください。災害復興住宅融資等に関する確認書<本ご案内17ページを参照>の提出時（中間資金を利用される場合は中間資金交付時）までに契約書の原本を提示の上、</p>	申込本人

	写しをご提出いただきます。	
--	---------------	--

イ 新築住宅購入の場合に提出していただく書類（各1通）

書類名	説明	入手先
売買契約書（写） ※ 売買契約書等の契約当事者には申込本人が含まれていることが必要です。	原本を提示の上、写しを提出してください。 ※ 借入申込時に売買契約書を締結していない場合は、募集パンフレット（写）または重要事項説明書（写）をご提出ください。この場合は、融資の契約時までに売買契約書の原本をご提示いただきます。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる購入価額に、19ページの「融資の対象となる費用」のうち、⑥から⑨までに該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	申込本人
【竣工済みの新築住宅を購入する場合】		
検査済証（写）	竣工済み物件を購入する場合に限り提出してください。	売主等

ウ 中古住宅購入の場合に提出していただく書類（各1通）

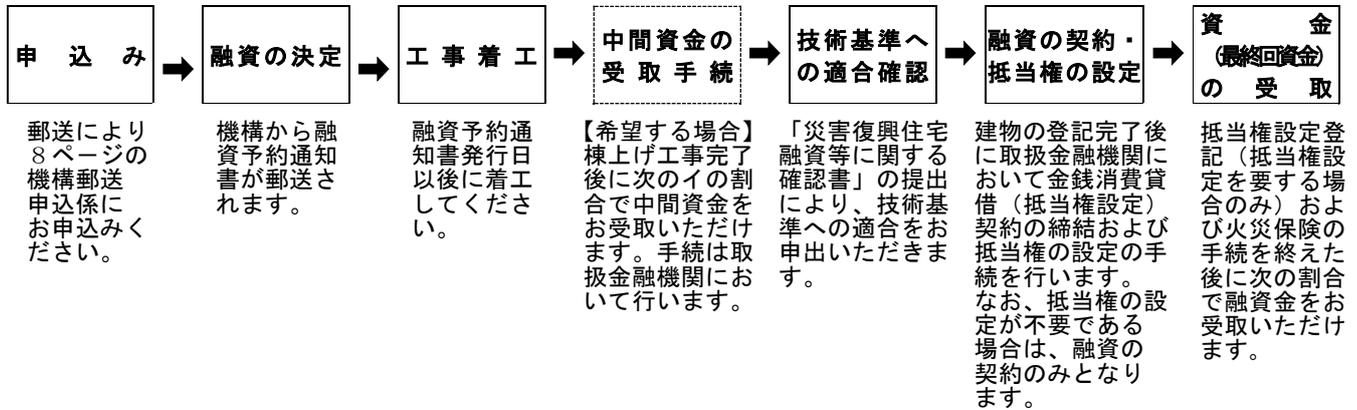
書類名	説明	入手先
購入する家屋の登記事項証明書（全部事項証明書）	申込日前2か月以内に発行されたものを提出してください。 ※ 登記事項証明書で「新築年月日」が確認できない場合等は、建物に関する登記簿謄本（登記の電算化に伴い閉鎖されたもの）を追加して提出してください。 ※ 登記情報提供サービスにより取得したものでかまいません。	法務局
売買契約書（写） ※ 売買契約書等の契約当事者には申込本人が含まれていることが必要です。	原本を提示の上、写しを提出してください。 ※ 借入申込時に売買契約書を締結していない場合は、募集パンフレット（写）または重要事項説明書（写）をご提出ください。この場合は、融資の契約時までに売買契約書の原本をご提示いただきます。 ※ 機構による担保評価額算出の対象となる購入価額に、19ページの「融資の対象となる費用」のうち、⑧および⑨に該当する費用を含める場合は、当該費用が確認できる書類を併せてご提出ください。	申込本人
【競売物件を落札した方が直接申し込む場合】		
売却許可決定の謄本の写し等落札価額が確認できる書類	原本を提示の上、写しを提出してください。 ※ 競売物件を落札した方は売却許可決定期日から代金を納付する前までの間にお申込みください。	裁判所 売主等

2 お申込後の手続（機構融資手続の流れ）

それぞれの手続の流れに応じて提出していただく書類等があります。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

(1) 移転または建設の場合

移転の場合は、「中間資金の受取手続」を除きます。

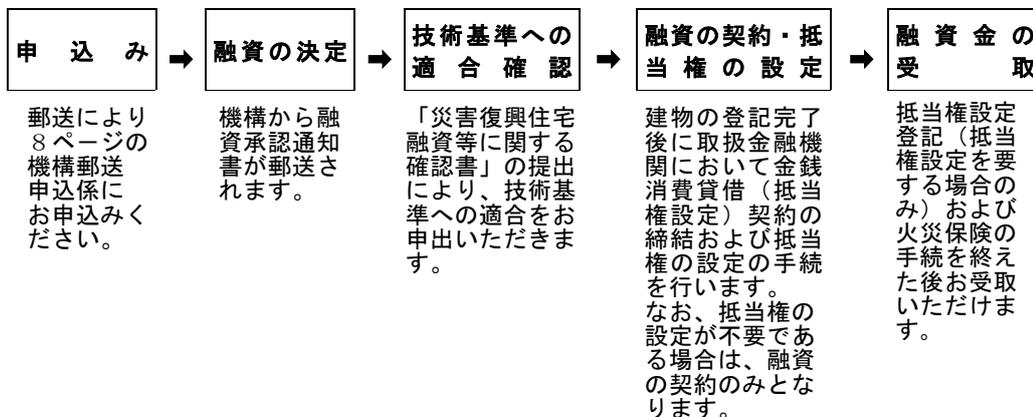


ア 移転は、最終回資金のみのお受取となります。

イ 建設の場合は、融資の対象となる住宅の棟上げ工事が完了後、中間資金として融資予約金額の60%または80%の額（1万円単位）をお受取りいただけます。

ウ 最終回資金は、融資の対象となる住宅が竣工し、住宅および土地への抵当権設定登記が完了した後に、融資予約金額の100%の額（1万円単位）をお受取りいただけます。ただし、中間資金をお受取りになっている場合は、融資予約金額の100%の額から中間資金の額を除いた額となります。

(2) 購入の場合



！ ご注意

- ・土地先行資金および中間資金のお受取りは、契約締結から2～3週間（資金交付申請から2か月）程度かかります。また、最終回資金は、原則として抵当権設定登記後のお受取りとなりますので、契約締結から1か月（工事完了（資金交付申請）から2か月）程度かかります。
- ・地震・噴火またはこれによる津波等の大規模自然災害、戦争・その他変乱、放射能汚染等が発生した場合は、当初予定していた時期に資金交付ができない場合があります。
- ・土地先行資金または中間資金を利用された方は、最終回資金のお受取時に土地先行資金または中間資金（利用されたものに限ります。）に対する利息をご精算いただけます。原則、利息等の諸費用を事前に差し引いて、最終回資金を交付します。
- ・資金をお受け取りいただく口座と返済金をご返済いただく口座は原則同一の口座となります。
- ・融資の決定の日から1年以内に金銭消費貸借契約を締結できないときは、融資の決定を取り消すことがあります。

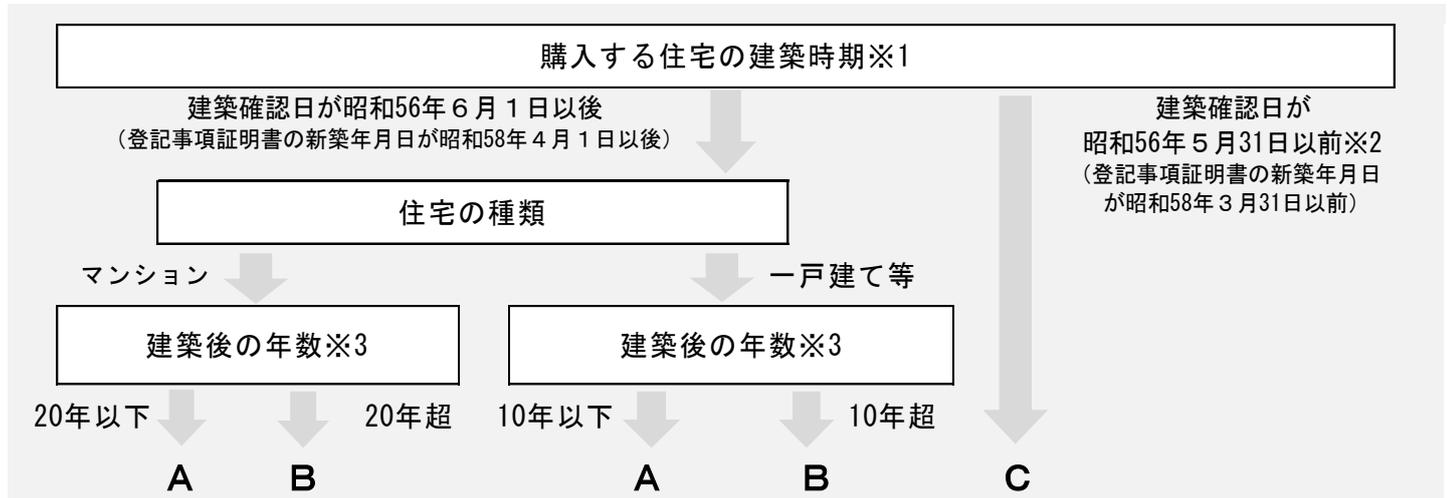
3 「災害復興住宅融資等に関する確認書」の作成等について

機構が定める技術基準に適合する住宅であることを「災害復興住宅融資等に関する確認書」の提出により、お客さまからお申し出いただきます。「災害復興住宅融資等に関する確認書」は、申込区分により異なり、機構ホームページで入手できます。

申込区分	様式
建設	災害復興住宅融資等に関する確認書（建設）【災確第1号書式】
移転	災害復興住宅融資等に関する確認書（補修等）【災確第5号書式】
購入（新築）	災害復興住宅融資等に関する確認書（新築購入）【災確第2号書式】

中古住宅を購入する場合は、以下の確認フローでご確認の上、手続を行ってください。

【確認フロー】



- ※1 建築時期は、建築基準法の「建築確認日」により確認します。建築確認日が確認できない場合は、登記事項証明書の新築年月日（表題部（建物の表示）の「原因及びその日付」）により確認します。
- ※2 建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が確認できない場合は、登記事項証明書の新築年月日が昭和58年3月31日以前）の住宅を「旧耐震住宅」といいます。
- ※3 購入する住宅の竣工日（検査済証の交付年月日または登記事項証明書の新築年月日）から借入申込日までの経過年数によりご確認ください。

■ 確認フローの確認結果に応じ、下表のとおり機構が定める技術基準への適合を確認してください。

	行っていただく手続
A	① 「災害復興住宅融資等に関する確認書」（*1）を作成してください。
B	① 建物状況調査（既存住宅状況調査）により、購入する住宅の劣化状況の確認（*2）を行ってください。 ※ 購入する住宅について、耐震診断報告書（診断日が借入申込日時点で1年以内のものまたは借入申込日以後のものに限ります。）または中古住宅適合証明書（有効期間内（*3）のものに限ります。）を取得している場合は、建物状況調査（既存住宅状況調査）に代えることができます。 ② ①の結果を踏まえ、「災害復興住宅融資等に関する確認書」（*1）を作成してください。
C	① 耐震診断により、購入する住宅の耐震性および劣化状況の確認（*2）を行ってください。（*4） ※ 購入する住宅について、有効期間内（*3）の中古住宅適合証明書を保有している場合は、耐震診断に代えることができます。 ② ①の結果を踏まえ、「災害復興住宅融資等に関する確認書」（*1）を作成してください。

- （*1） 購入する住宅により、以下のとおり様式が異なります。
一戸建て等： 災害復興住宅融資等に関する確認書（中古購入（一戸建て等））【災確第3号書式】
マンション： 災害復興住宅融資等に関する確認書（中古購入（マンション））【災確第4号書式】
- （*2） 耐震診断または建物状況調査（既存住宅状況調査）に係る費用は、お客さまの負担となります。耐震診断または建物状況調査（既存住宅状況調査）の結果によっては、融資の対象とならない場合があります。
- （*3） 中古住宅適合証明書の有効期間は、一戸建て等の場合は、現地調査実施日から1年間、マンションの場合は、現地調査実施日から3年間となります。
- （*4） 耐震診断により劣化状況を確認する場合は、当該耐震診断の診断日が借入申込日時点で1年以内のものまたは借入申込日以後のものに限ります。

！ ご注意

「既存住宅状況調査結果報告書」および「耐震診断報告書」は、ご提出いただく必要はありませんが、後日、内容を確認させていただく場合がありますので、大切に保管してください。



耐震診断（耐震性の確認）

建築士事務所等による耐震診断を受けてください。結果は、「耐震診断報告書」で報告され、耐震性を有していることが確認できた場合は、耐震性の基準に適合します。

購入する住宅の耐震診断の有無については、仲介事業者にご確認ください。

耐震診断を実施する建築士事務所等は、お住まいの市役所等の住宅・建築担当窓口にご相談ください。

なお、耐震診断を実施する建築士事務所等は、（一財）日本建築防災協会「耐震支援ポータルサイト」でもご確認いただけます。

建物状況調査（劣化状況の確認）

既存住宅状況調査技術者（建築士）による建物状況調査（既存住宅状況調査）を受けてください。結果は、「既存住宅状況調査結果報告書」で報告され、劣化事象が無いことが確認できた場合は、劣化状況の基準に適合します。

建物状況調査（既存住宅状況調査）の依頼については、仲介事業者にご相談ください。

なお、既存住宅状況調査技術者（建築士）は、国交省ホームページ「既存住宅状況調査技術者講習制度について」でもご確認いただけます。

技術基準への適合確認手続について、ご不明な点がございましたら、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

4 再度申込みについて

融資手続中にお申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査を行いますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、次の(1)から(6)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、機構カスタマーセンターにお問い合わせください。

- (1) 再度申込みができる期間は、地すべり等関連住宅融資の申込受付期間内で、申込区分により以下のとおり異なります。

移転または建設の場合	購入の場合
中間資金交付申請書の提出前または金銭消費貸借（抵当権設定）契約前のいずれか早い時期まで	金銭消費貸借（抵当権設定）契約前まで

- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
- (3) 当初カウンセリングを行った日から1年経過後に再度申込みをする場合は、改めてカウンセリング相談を受けていただきます。
- (4) 融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 再度申込み時点での審査の結果、融資を受けられなくなったり、融資額が減額された場合でも、一度取り下げられた当初のお申込みを復活させることはできません。

VI その他の事項

＜1＞融資の対象となる費用

住宅の移転、建設または購入に付随して発生する次表に掲げる費用（お客さまが負担される費用に限ります。）については、請負契約書（または売買契約書）に当該費用の金額が含まれていない場合であっても、次表の確認書類により金額が確認できる場合（*）は、移転費、建設費または購入費として融資の対象となる費用に含めることができます。

（*）資金のお受け取りまでに、取扱金融機関に原本を提示の上、写しをご提出いただける場合に限りま。

融資の対象となる費用	確認書類	
① 建設（または移転）の場合の融資住宅に係る設計、工事管理のための費用	請負契約書、売買契約書または注文書および注文請書※1 （②に限り、上記の書類で金額が確認できない場合は、土地家屋調査士が発行した見積書※1でも可）	
② 建設（または移転）の場合の融資住宅の敷地に係る測量、境界確定のための費用		
③ 建設（または移転）の場合の融資住宅に係る消毒費用（浸水被害等に対応するための費用）		
④ 融資住宅を建設するための既存家屋等の取壊しまたは除却に要する費用		
⑤ 建設（または移転）の場合の融資住宅に据付工事を伴う家具を購入するための費用（据付家具以外の家具は対象となりません。）		
⑥ 新築住宅を購入する場合の内装変更・設備設置のための工事費用（新築オプション工事、スケルトン住宅の内装工事に関する費用等）		
⑦ 建設（または移転）の場合の外構工事または新築住宅の購入と併せて行う外構工事の費用		
⑧ 融資住宅の屋根、外壁または住宅用カーポートに固定して設置される太陽光発電の設置費用		
⑨ 融資住宅の敷地に水道管または下水道管を引くための費用（水道負担金等）、浄化槽設置費用		●お客さまが請求先に直接支払う場合 申請書、請求書または領収書※1 ●事業者が支払いを代行した場合 当該費用に係る金額が記載された請負契約書、売買契約書または注文書および注文請書※1 なお、契約を締結していない場合で、申請書、請求書または領収書※1に融資住宅に係る費用であることが確認できる記載がある場合（融資住宅の所在地が記載されている等）は、当該書類でも可
⑩ 太陽光発電設備の工事費負担金（電力会社が設備の新設や改修工事を必要とする場合に請求する費用）		
⑪ 建設の場合の建築確認、中間検査または完了検査の申請費用		
⑫ 以下の各種申請費用 浄化槽申請手数料、土地区画整理法第76条申請手数料、市街化調整区域申請手数料、都市計画法第53条建築許可申請手数料、建築基準法第88条工作物申請手数料、風致地区申請手数料、中高層申請手数料、狭あい道路申請手数料、文化財保護法第93条申請手数料、都市計画法第29条開発許可申請手数料、農地転用申請手数料（行政書士報酬等の手続費用を含む。）、ホームエレベーター申請手数料、水路占用許可申請手数料、沿道掘削申請手数料、建築基準法第43条第2項2号申請手数料、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可申請手数料※、河川占用許可申請手数料、急傾斜崩壊危険区域申請手数料、構造計算適合性判定手数料		
⑬ 購入の場合の適合証明検査費用		
⑭ 住宅性能評価関係費用		
⑮ 長期優良住宅の認定を受けるための費用（登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）		
⑯ 低炭素住宅の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定をいいます。）を受けるための費用（登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用を含みます。）		
⑰ 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく次に掲げる費用 ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の評価を受けるための費用 ・性能向上計画認定住宅または基準適合建築物の認定を受けるための費用（第三者機関への技術的審査依頼費用を含みます。）		
⑱ 中古住宅購入の場合の既存住宅売買瑕疵保険付保に係る費用		
⑲ 購入の場合のホームインスペクション（住宅診断）または耐震診断に関する費用		
⑳ ・融資住宅を建設するために既存家屋等の解体を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込めを含みます。）に係る費用 ・融資住宅の購入に付随する補修を行う場合における石綿の使用の有無についての事前調査及び石綿の除去（囲い込み及び封じ込め含みます。）に係る費用		
㉑ 固定資産税・都市計画税の清算金（建設の場合は、土地の取得に伴い、売	重要事項説明書又は清算書	

融資の対象となる費用	確認書類
主と精算を要したものの、購入の場合は、融資住宅、その敷地及び当該住宅の利用に必要な土地の購入に伴い、売主と精算を要したものに限り、()	※1
⑳ 購入の場合の仲介手数料または建設（または移転）の場合の土地購入に係る仲介手数料（建設の場合の土地購入に係る仲介手数料は、土地を取得する場合に限り、()	契約書、請求書または領収書※1
㉑ お客さまが保有している請負契約書（または売買契約書）に貼付された印紙代	お客さまが保有している請負契約書または売買契約書
㉒ 今回の借入れに係る金銭消費貸借契約証書に貼付された印紙代	金銭消費貸借契約証書
㉓ 火災保険料※3（積立型火災保険商品※2に係るものを除きます。）および地震保険料※3	保険会社が発行した見積書
㉔ 司法書士報酬または土地家屋調査士報酬（融資住宅およびその敷地に係る登記費用）※4	司法書士または土地家屋調査士が発行した見積書※1
㉕ 上記㉔の登記に係る登録免許税	
㉖ 修繕積立基金（引渡時一括分に限る。新築マンション購入のみ）	重要事項説明書または資金
㉗ 管理準備金（引渡時一括分に限る。新築マンション購入のみ）	計画書※1、※5
㉘ つなぎローンを利用する場合に発生する金利および融資手数料※6※7※8（申込人が保有しているつなぎローン契約書に貼付する印紙代、登記に係る司法書士報酬または土地家屋調査士報酬※4および登記に係る登録免許税を含みます。）	金利および融資手数料については、金融機関で算出した書類。それ以外については、㉒、㉔および㉕の確認書類と同じです。

※1 書類の名称が異なっても、同等の内容であれば可とします。

※2 満期時に一定の金銭（満期返戻金その他名称は問いません。）を受け取ることができる特約（オプション）のついた商品をいいます。

※3 保険契約に付随する特約（オプション）に係る費用を含みます。

※4 交通費、通信費等の諸経費を含みます。

※5 マンション事業者が発行した重要事項説明書または資金計画書により金額を確認できる場合は、当該書類でも差し支えありません。

※6 金銭消費貸借契約前に資金交付予定日までの金利等の費用の確定金額を確認することができる場合に限ります。

※7 今回の地すべり等関連住宅融資の借入れにより完済されるつなぎローンに限ります。

※8 次のア及びイの要件を満たす場合は、融資住宅の建設、購入または補修に当たり必要となる手付金に係るローンについても、つなぎローンとみなして取り扱うことができます。

ア 手付金に係るローンの対象に、融資住宅の建設、購入または補修に当たり必要となる手付金以外のものが含まれていないことを金銭消費貸借契約証書等で確認できること。

イ ローンの対象となる手付金が、最終的に建設費、購入費または補修費に充当されるものであることを融資住宅の建設工事もしくは補修工事に係る請負契約書または融資住宅に係る不動産売買契約書で確認できること。

< 2 > 収入情報取得サービスの取扱いについて

お手持ちのマイナンバーカードを利用して、機構が提供する収入情報取得サービスにより取得した収入情報をご提出いただくことで、公的収入証明書等の提出に代えられます。

役所等に行く必要がなく、24時間、無料で取得できるメリットがあります。機構ホームページまたは右の二次元コードにアクセスの上、ご利用ください。



- ※ 第3土・日曜日およびシステムメンテナンス等、一部ご利用いただけない時間帯があります。
- ※ ご利用には別途通信料がかかります。

取得費無料

いつでもどこでも

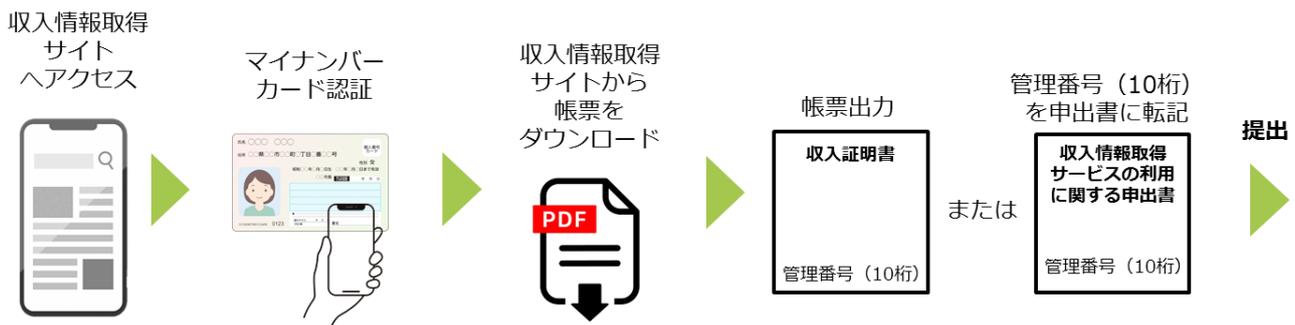
プリンターがなくても
対応可能

約10分とスピーディー

※巻末の参考書式をご利用
いただけます。

※帳票のダウンロードまでの
所要時間が概ね10分です。

ご利用イメージ



< 3 > お借入後の注意事項

- (1) 支払金は、お客さまの口座から原則として決められた期日に引き落とされます。口座の残高が不足することがないようにご注意ください。
- (2) 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を一括して繰上返済していただくことになります。
 - ア 6か月以上、毎回の支払金（利息）の返済を怠った場合
 - イ 無断で融資住宅に住まない場合または他人に賃貸・譲渡した場合
 - ウ 無断で融資住宅を住宅以外の用途（店舗・事務所等）に使用した場合
 - エ 無断で融資住宅の一部やその敷地の形状を変更し、または第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
 - オ 自ら居住する住宅の建設または購入のための融資を機構から重複して受けた場合
 - カ 虚偽または不正な方法により融資の申込みを行った場合
 - キ 反社会的勢力であることが判明した場合※ 上記により一括して繰上返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます（融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合で債務が残るときは、残った債務についてもお支払いいただきます。）。
- (3) お客さまが希望される場合、支払日の変更ができますので、お支払中の取扱金融機関にご相談ください。
 - ※ この手続には、手数料は必要ありません。
- (4) お支払中におけるお客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等は、お支払の途中で融資金の全部または一部を繰り上げて返済していただけます。
 - なお、申込人（連帯債務者を含みます。）がご存命中に融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただく場合は、融資金の残金全額についてお支払いいただきます。
 - ア 融資金の全額を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。
この手続には、手数料は必要ありません。
 - イ 融資金の一部を繰り上げて返済する場合
繰り上げてお支払される1か月前までに、お支払中の取扱金融機関にお申出ください。
繰り上げて返済できる額は100万円以上です。また、繰り上げて返済できる日（入金日）は月々の返済日です。

この手続には、手数料は必要ありません。

(5) 融資住宅および土地の売却に伴う税金

ア 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金により全額を一括で返済いただくか、または融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただきます。相続人の方が融資住宅および土地の売却代金等によりご返済いただいた場合で債務が残ったときは、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

イ 融資住宅および土地を売却する場合、売却代金が当該住宅等の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

詳しくは、融資の契約後に機構ホームページ「ご返済中の方」（www.jhf.go.jp/hensai/index.html）をご覧ください。



なお、ご不明な点は、取扱金融機関にお問い合わせください。

また、返済の途中で事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、機構または取扱金融機関に早めにご相談ください。

<4> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護および適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

(1) 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

(2) 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的または取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

(3) 安全管理措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

機構は、役員および職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員および派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全管理に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

(4) 役員および職員の義務

次のアおよびイに掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に利用しません。

ア 機構の役員および職員またはこれらの職にあつた者

イ 機構から個人情報を取り扱う業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含みます。）を受け、その委託業務に従事している者または従事していた者

(5) 委託先の選定および監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部または一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理措置および体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全管理措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

(6) 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次のアからカまでのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

ア 法令に基づく場合で必要と判断される時。

イ お客さまの同意があるときまたはお客さまに提供するとき。

ウ 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。

エ 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断される時。

オ 明らかにお客さまの利益になると判断される時。

カ その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的および方法を制限し、個人情報の安全管理措置を講ずることを求めます。また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構ホームページ上に公表します。

(7) 個人情報ファイル簿の作成および公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構ホームページ上および(9)のお問合せ窓口において公表します。

(8) 個人情報の開示、訂正および利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の手続および開示に係る手数料の額は、機構ホームページ上に公表します。

(9) お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

ア 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）

イ 機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

空 白

<参考書式第 70-01 号>

[住宅金融支援機構提出用]

記入日： 年 月 日

取扱金融機関の希望届

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人	氏名（自署）
------	----------------

連帯債務者	氏名（自署）
-------	----------------

融資手続、返済等につきまして、次の金融機関での取扱いを希望します。

<取扱金融機関の希望>

金融機関名		金融機関コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
支店名		支店コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

【ご注意】

1. 太枠内にご記入願います。
2. 取扱金融機関は、別紙「住宅金融支援機構融資業務取扱金融機関一覧表」から金融機関をご選択ください。
3. ご融資が決定した後に融資手続を行う取扱金融機関の店舗については、ご融資の決定のご通知と一緒にお知らせいたします。
なお、ご希望の支店でお手続きを行えない場合がありますので、予めご了承ください。

【適用開始日：2022年（令和4年）4月1日】

空 白

【ご記入に当たって】 土地所有者(共有者)が2名以上のときは、土地所有者全員の署名(自署)が必要です。

住宅建築に関する地主の承諾書 (高齢者向け返済特例)

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

土地所有者(共有者)

(自署)	氏名
	住所
	電話番号 () - () - ()

土地所有者(共有者)

(自署)	氏名
	住所
	電話番号 () - () - ()

1 私は、次表の土地に借地人(共有者) _____ が

- 木造
 準耐火構造
 耐火構造
- の住宅を建築することを承諾しております。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル ----- (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)及び(2)の事項を承諾します。

- (1) 1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。
- (2) 借地人が地代を払わなかった等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構に連絡すること。

(注1) 後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物に、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

空 白

提出書類送付書

(地すべり等関連住宅融資 (高齢者向け返済特例))

記入日:	年	月	日
------	---	---	---

- 融資の申込時に送付いただく書類欄にチェックをご記入ください。
必要となる書類の詳細は、「融資のご案内」をご覧ください。
- この提出書類送付書を送付いただく前に、コピーを作成していただき、当該コピーを保管してください。
- ご提出いただいた書類に不足がある場合は、お客さまのご負担にてご送付いただきます。

<申込本人>
氏名

		書類名	
全ての方に ご提出いた だく書類	<input type="checkbox"/>	借入申込書	
	<input type="checkbox"/>	資金計画・返済計画表	
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	
	<input type="checkbox"/>	カウンセリング相談確認書兼商品概要説明書	
	<input type="checkbox"/>	申込本人の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	①運転免許証運転免許証(平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含む。) ②マイナンバーカード ③パスポート(住所の記載されたものに限る。) ④健康保険の資格確認書
	<input type="checkbox"/>	移転等を要することを証明する書類	
	<input type="checkbox"/>	申込本人の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
	<input type="checkbox"/>	通知に関する申出書	
	<input type="checkbox"/>	住民票(申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載があるもの)	
<input type="checkbox"/>	提出書類送付書【この書式です。】		
連帯債務者が いる場合	<input type="checkbox"/>	連帯債務者の本人確認書類 (次のいずれかの書類の写し)	①運転免許証運転免許証(平成24年4月1日以後に交付された運転経歴証明書を含む。) ②マイナンバーカード ③パスポート(住所の記載されたものに限る。) ④健康保険の資格確認書
	<input type="checkbox"/>	連帯債務者の収入及び納税に関する公的証明書(1年分)	
お申込の種別 に応じて ご提出いた だく書類	建設	<input type="checkbox"/>	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		<input type="checkbox"/>	工事請負契約書、見積書等工事費を確認できる資料の写し
		<input type="checkbox"/>	【土地を購入する場合】土地の売買契約書の写し
		<input type="checkbox"/>	【土地を購入しない場合】土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
	購入	<input type="checkbox"/>	購入予定の住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		<input type="checkbox"/>	購入予定の建物の登記事項証明書(全部事項証明書)(未竣工の場合は不要)
		<input type="checkbox"/>	売買契約書、募集パンフレット等購入価額を確認できる資料の写し
	移転	<input type="checkbox"/>	住宅敷地に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)
		<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書(全部事項証明書)
		<input type="checkbox"/>	土地の固定資産評価証明書又は土地の固定資産税の課税明細書
該当する場合 のみご提出 いただく書類	<input type="checkbox"/>	【申込本人・連帯債務者以外の担保提供者がいる場合】機構融資借入申込書(担保提供者に関する申出書)	
	<input type="checkbox"/>	【年金収入がある場合】公的年金の源泉徴収票等、年金の種類及び受給額の内容が確認できる資料	
	<input type="checkbox"/>	(書類名称)	

<機構記入欄>

申込受理日 年 月 日

令和8年4月

空 白

通知に関する申出書

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

申込本人	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
連帯債務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	
通知義務者	住所			
	氏名 (自署)		TEL	(携帯)
				(自宅)
	勤務先等 (上記以外の連絡先)		TEL	
	申込本人との続柄		<input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 法定相続人以外	

1. 通知義務者は、申込本人又は連帯債務者が死亡した場合に、速やかに貴機構受託金融機関に対して、その旨を通知することを確約いたします。
2. 通知義務者が法定相続人である場合、通知義務者は、申込本人及び連帯債務者が死亡した際、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（融資住宅及び敷地を売却することにより元金を一括して返済又は法定相続人が手元金等で残債務を完済）を選択し、原則として6か月以内に貴機構受託金融機関に届け出ることについて同意します。
※ 法定相続人がいない場合は、住宅金融支援機構が融資住宅及び敷地を競売により売却し、元金に充当します。
3. 申込本人及び連帯債務者は、通知義務者が死亡、行方不明等で通知義務を履行することが困難となった場合には、当該通知義務者に代えて、他の通知義務者を選定し、本書式「通知に関する申出書」を改めて差し入れることを併せて確約いたします。

なお、貴機構が申込本人又は連帯債務者の相続による債務の承継人を確定するため、申込本人及び連帯債務者の本籍地の記載のある住民票が必要であることを認め、貴機構が当該目的に限って利用するために、当該住民票を添付いたします。

(特記事項)

1. 通知義務者は、法定相続人がいる場合、法定相続人とする。法定相続人がいない場合は、原則として、親族（内縁関係の方、婚約者及び同性パートナーを含みます。）とすること。
2. 申込本人、連帯債務者、通知義務者は必ず、本申出書の写しを保管すること。

空 白

機構融資（高齢者向け返済特例）に関する確認書

○下記の融資の借入申込み時に、配偶者等の方にはこの確認書をご提出いただきます。

対象：災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）・地すべり等関連住宅融資（高齢者向け返済特例）・宅地防災工事融資（高齢者向け返済特例）・リフォーム融資（高齢者向け返済特例）「保証なしコース」・グリーンリフォームローン（高齢者向け返済特例）

※ 配偶者等の方が連帯債務者としてお申し込みされた場合は、ご提出の必要はありません。

○「ご確認いただく事項」をお読みいただき、配偶者等の方のご署名をお願いいたします。

○上記借入申込みを受理した後に、当住宅金融支援機構の担当者から連絡をさせていただきます。

ご確認いただく事項

1 毎月のお支払は、利息のみとなります。

2 元金は、借入申込人（連帯債務の場合は、連帯債務者も含まれます。以下同じです。）全員が亡くなられたときに、借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済いただきます。

なお、融資住宅及び敷地を売却してご返済いただく場合は、売却代金によるご返済後に債務が残ったときであっても、借入申込人の相続人は当該残債務をお支払いいただく必要はありません。

3 借入申込人の相続人は、借入申込人全員が亡くなられたときに、融資住宅及び敷地についての今後の方針と返済方法（借入申込人の相続人から一括してご返済いただくか、当住宅金融支援機構のために抵当権を設定した融資住宅及び敷地を売却してご返済）を選択し、原則として6か月以内に当住宅金融支援機構受託金融機関に届け出ていただく必要があります。

4 借入申込み時に満60歳未満である配偶者の方は、満60歳となった日以後、連帯債務者として借入申込人の債務にご加入できる場合がありますが、ご加入に当たっては、取扱金融機関にお申出の上、所定の手続きを行っていただく必要があります。

なお、債務へのご加入には、必要な審査があります。

私は上記の事項を確認しました。

確認日	年 月 日
氏名 (自署)	
連絡先	☎ () - () - ()

【機構記入欄】

機構確認年月日 (年 月 日) 確認者 _____

空 白

収入情報取得サービスの利用に関する申出書

記入日 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

下記のとおり収入情報取得サービスの利用に関する情報を申し出ます。

申 込 本 人										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

連 帯 債 務 者										
氏 名										
管理番号 (10 桁)										

《記入上のご注意》

1. 記入欄が不足する場合は、本書式を複数枚使用してください。
2. 管理番号は、収入情報取得サービスで取得した収入証明書の右上に記載されている 10 桁の管理番号を記入してください。

【管理番号の記載箇所】

※収入証明書の上部

 住まいのしあわせ、きょうごころ、 住宅金融支援機構	管理番号	SACA7DEF8C
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	------------

収入証明書

適用開始日：2022年10月1日

<お問合せ先>

住宅金融支援機構 カスタマーセンター

災害専用ダイヤル **0 1 2 0 - 0 8 6 - 3 5 3** (通話無料)

- ※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、<TEL 0 4 8 - 6 1 5 - 0 4 2 0>におかけください（通話料金が掛かります。）。
- ※ 電話相談は、土曜日および日曜日も実施します（受付時間 9:00~17:00）（祝日および年末年始を除きます。）。

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp